

平成30年度 市民税・県民税のご案内

【問合わせ】税務課 ☎84-0620

個人住民税

平成30年度の市民税・県民税(以下、個人住民税)は、平成30年1月1日時点で住所のある市区町村で、平成29年1月1日から12月31日までの1年間の所得に対して課税されます。
平成30年中に半田市から他の市区町村へ転出された場合でも、平成30年度の個人住民税は半田市に納付していただくことになります。

平成30年度の個人住民税額については、6月上旬に送付する「市民税・県民税納税通知書」にて通知します。(給与もしくは公的年金から個人住民税が天引きされる方は「特別徴収(※1)税額の決定通知書」にて通知します。なお、給与から個人住民税が天引きされる方につきましては、勤務先を通じて「特別徴収税額の決定通知書」をお渡ししております。配付時期につきましてはは勤務先にお問合わせください。)

※1 特別徴収…給与支払者または年金支払者が個人住民税を給与または年金から差し引いて納める方法

計算方法
個人住民税は、一定の所得金額を超える方に定額で課税される「均等割」と、所得金額に応じて課税される「所得割」の合計額になります。

市民税・県民税
(個人住民税)

=

均等割

+

所得割

5,500円(市民税3,500円、県民税2,000円)

(所得金額 - 所得控除額) × 税率(※2) - 税額控除額等
※2: 市民税6%、県民税4%

納付方法

個人住民税の納付については以下の3つの方法があります。
※複数の所得がある場合、複数の納付方法に分かれる場合があります。

普通徴収

納付方法

納税者が自ら口座振替または市から送付される納付書で納める方法。

納付の時期

6月、8月、10月、翌年1月

給与からの特別徴収

納付方法

給与支払者が毎月の給与から差し引いて納める方法。

納付の時期

6月から翌年5月までの各月

年金からの特別徴収

納付方法

年金支払者が2か月毎の年金から差し引いて納める方法。

納付の時期

4月から翌年2月までの偶数月

市民税・県民税Q&A

Q 現在収入がないのに納税通知書が届くのはどうしてですか。

A 個人住民税は、前年の1月1日から12月31日までの所得に対して課税される仕組みとなっているからです。

Q 今年4月に引っ越ししてきたのですが、個人住民税はどのようになりますか。

A 個人住民税はその年の1月1日時点で住所のあった市区町村から課税され、その年度の税金を納めることになります。今年の4月に半田市に引っ越しをされた場合は、今年度は以前住んでいた市区町村に税金を納め、来年度から半田市に納めていただくことになります。

Q 個人住民税の税率は市区町村によって違いますか。

A 個人住民税は各市町村(都道府県)にて条例を定め計算していますが、地方税法を根拠としているため、ほとんどの市区町村(都道府県)は同じ税率となっています。